事 務 連 絡 平成22年 6月10日

入札参加の皆様へ

赤磐市

入札制度改革について

公共調達に係る入札・契約については、公平性、透明性及び競争性等を確保して、適正かつ効率的な事務の執行を図ることが不可欠であることから、次のとおり入札制度改革を行うこととしました。

記

1 低入札価格調査制度が適用となる対象工事額の変更

(1) 変更事項 変更前 1億円

変更後 1億5,000万円

(2) 施行日

平成22年7月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用

2 赤磐市建設工事等最低制限価格取扱要領の制定

(1) 対象となる建設工事

設計金額 (消費税及び地方消費税相当額を含む。) が 2,500 万円以上 1 億 5,000 万円未満の建設工事

(2) 施行日

平成22年7月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用

要領等の詳細は本市ホームページにて確認してください。